河川行政指針

内務省土木局

D17
37

目次

一　序言……一
二　河川行政の基礎觀念……二
一　河川の特質……二
二　治水と利水との關係……三
三　利水相互の關係……四
四　河川行政機構……六
三　河川行政と他省事務との關渉……八
一　發電水力……九
二　用排水幹線事業……一三
三　漁業……一四
四　流木、流筏……一六
五　荒廢林地復舊事業……一七
六　開墾……一九
四　結語……二〇

登録	平成 1年11月22日
番号	第 37326 号
社団法人	土木学会
附属	土木図書館

河川行政指針

(一) 序言

河川に關する行政の內容は寔に複雜多岐であつて、各種の利害が重疊錯綜する爲に、行政上最も困難なる幾多の問題を提供しつゝある。本篇は平素河川行政に携はる者は如何に河川行政の本質を把握し又如何なる心構、態度を以て河川行政上に發生する諸種の問題の解決に對處すべきやに付いて些か述べんとするものである。茲に敢て當然の事柄に付いて仰々しく指針を闡明せんとする所以のものは、河川行政の基礎的觀念について往々誤解せらるゝ向もある爲に、たゞでさへ複雜な河川行政が一層紛淆せらるゝが如き事例が特に近來尠くないと思はれるからである。

凡そ政治乃至行政の目的は之を平易に謂へば國利民福の增進に在る。河川行政の目的も亦之を簡單に云へば河川を最も國利民福に適合せしむる如く管理することである。河川は或る特定の目的の爲に設けらるゝ公物と異つて、自然に存在するものであり、特定の利用の爲に存在するものではない。故に如何にすれば最も行政の目的に合致するやの判斷は必しも容易で無い。茲に河川行政の基礎的觀念を不明ならしめて居る原因がある樣に思はれる。併し河川を行政上如何に取扱ふべきやに付いては、既に官制や河川法などに依つて嚴然たる方針が確立せられて居るのである。然るに從來動もすれば此

の方針の徹底を缺いた爲に、河川行政の實効擧らざるの憾を存したのである。以下順次之を解說しやう。

(二) 河川行政の基礎觀念

一 河川の特質 河川行政を理解する上に於て最も留意すべきは河川の特質である。

その一は河川は其の性質上一の有機體であることである。一局部に於ける變化は直ちに全川に重大なる影響を及ぼすものであるから、常に全川に渉つて之を觀察調査し、克く其の利害關係を研究することは最も重要とするところである。近時、醫學に於いても綜合醫學と云ふことが唱へられて居るが、河川の診斷には局部專門的對症療法は最も危險とするところで、常に綜合的、全體的診斷が必要とせられる。河川本來の此の特質は河川行政上常に留意せらるべきところである。

その二は我が國河川の特質である。我が國の河川が諸外國の河川と異り、氣象、地勢其の他環境の關係上、獨特なる性質を有することは云ふ迄も無いが、一本一本の河川が又夫々の特性を持つて居つて、其の特性の認識については永い間の經驗が特に重要視せられる。机上の空論や推理のみでは充分にその特性を把握することは困難であるのである。又我が國民經濟は外國の夫れと異り、其の特質を有すること亦勿論であるから、河川を如何に利用することが國民經濟上最も有意義なりやの判斷に付いても、抽象的な議論でなく、實地に卽し河川の特質に立脚した深甚の考察が必要である。此等の點も亦我が國河川行政を理解する上に於いて特に留意せらるべき所であると考へられる。

二 治水と利水との關係 我が國は地勢の關係上、河川は何れも急流であり又降雨量も世界的に多量である。且毎年數回颱風の襲來を受けて、滄桑の變は到る處に繰返され鐵道不通や其の他の障害、慘禍、悲劇が年中行事ともなつて居る。そして國民は割合に此等の事實には鈍感であるやうである。併し水害損失の恐るべきことは、明治二十五年以降昭和八年の統計に付いて見るも損害額實に十九億二千九百萬圓に上り、更に昭和九年には五億三千萬圓、昭和十年も亦之に次ぐ慘害を見て居るのである。全くこんなに洪水の頻々たる國は凡そ他の文明國に其の例を見ない。考へて見ればそれだけ我が國民は國際經濟鬪爭に於いてハンディを彼に與へて居る譯であつて、國家として等閑に付し得ない大問題である。又斯の如く國土を洪水の危險に曝すことは所謂「民をして其の堵に安んぜしめ」ざるものであつて、抑々政治の根本要請に副はざるものであり、爲政者の最も心すべき所と云はざるを得ないのである。

河川を種々なる目的に利用する事業も治水を前提としての事業であるべきであつて、事業の經濟的價値が大きいからと云つて治水を閑却することは許されない。之を言ひ換ふれば、國民の人命、財産に脅威を與へるが如き方法に於いて、國利民福を增進する利水事業の存立は觀念上もあり得べからざるところであり、又實際上も之を認むることが出來無いとの意味である。河川は治水を以て其

の根幹とすといふのは、この趣旨に外ならない。根が張らなくては、枝葉の繁らう筈はないのである。水力電氣、灌漑用水等特殊の目的の爲に河川の保全を無視した大小の工作物を設置するときは、一朝洪水に際會した場合、河川全體を破壞し凡ゆる河川の利用を根柢より覆す結果となるは火を睹るよりも明かであり、その實例は昭和九、十年の水害に於ていくらでも發見することが出來る。殊に近時技術の發達に伴つて大堰堤の設置が計畫實施せらるゝに至つたことは水の經濟的利用上大いに奬勵せらるべきところであるが、治水を無視して計畫せらるゝならば此等の工作物の設置は人爲的大洪水を誘致する危險性があるのであるから、之が取締については深甚の考慮が拂はれねばならぬ。治水の要求と兩立し得ざるものは、當然拒否せらるべきである。「治水は河川行政の根本である」といふこと、換言せば利水に對する治水の優位性、この點に付いては、充分認識を深くして頂き度いと思ふ。

三　利水相互の關係　國民經濟の發達、科學の進歩に伴つて、水の需要と水の利用とは並行的に著大なる發展を遂げ來つた。流木、灌漑、舟航、漁業等に局限せられて居た我が國封建時代の河川の利用も、近代文明の下に於いては、水力發電、水道、工業用水等の方面に大量的需要を見るに至り、河川の利用は愈〻複雜化するに至つた。一方科學、技術の發達に伴ひ、貯水堰堤の設置、調整池、揚水式發電所、流域變更等々水の利用の形態も亦著しき變貌を示して居る。此等の各種の水の利用は、我が國民生活、國民經濟の全體としての要求であるのであつて、その何れを重しとし、何れを輕しと早急に斷ずることは出來ない。各種の水の利用が統一ある偕和を保ち共存共榮することが最も河川行政の目的に副ふ所以であるのである。

我が國天與の資源たる水力を開發し國民生活に缺く可からざる光と熱と力とを供給する電氣事業が、國民經濟上重要なる事業である事は今更言ふまでも無い。石炭、石油の資源に乏しい我が國に於いて、電氣事業が我が國動力政策、工業政策の根幹として重大なる使命を以て躍進しつゝある事實、各種化學工業、交通事業其の他の基礎產業としての重大なる地位、我が國文化の進展及地方開發に對し電氣事業の持つ有望なる將來、五十億の巨資を擁するこの大產業に對して、國家的統制が加へらるべきであることは何人と雖も之を否定しない。併し、さればと云つて、水力電氣事業が他の河川の利用に優先して保護助長せらるべきだといふ結論は生れて來るものではない。電力統制は固より結構であるが、この見地のみよりして河水の利用の統制を畫するが如きは、己あるを知つて他あるを知らざる暴論であり、河川に依存する我が國民經濟、國民生活の存立の基礎を危險ならしむるの處ある暴擧である。

我が國民生活に日毎の糧を供給する農業は水田を以て基幹として居る。我が國人口の大半は農業に從事するものであり、その大部分は河川よりの引水にその生活の根據を置いて居るのである。電氣事業の投資は五十億と稱せられるが、古來我等の祖先が灌漑、開墾等農業に投資せる金額は蓋し測り知るべからざるものであらう。しかし農は國の大本なりと云ふからとて、河川の利用を農業的

見地のみよりして統制せんとするが如きは、前者と同樣にこれ亦暴論である。人は電氣と米とのみに依つて生くるものに非ず。我が國中都市の住民は河水(水道)を生命の泉として飲用して居るのである。又各種の新興工業はその運營に多量の水を不可缺とし、埋立堀割等に依つて廣大なる工業用地の開拓がなされつゝある一方、河水の引用難に陷つて居るといふ現狀である。其の他水の利用が國民經濟、國民生活に重大なる關係あることは例示すれば限りの無い所であるが、要するに水の利用は國民經濟、國民生活全體の要求として理解せらるべきであり、河川行政は、その見地に於いて執行せられねばならぬことは自ら明かであらう。再び言ふ。河川の各種の利用は統一ある偕和を保ち共存共榮することが河川行政の目標である。

四　河川行政機構　單に一地點に就いて論ずれば、區々たる一地方と一會社との問題であると云へやうが、全國的に之を考察すれば實に我が國產業全體の大問題である。一つの事業を基幹とせる水利統制を考ふることは、河川行政上斷じて許すべからざるところである。各種利水と治水との調和を圖ると共に利水相互間の統制調和を講ずるといふことは、大きく云へば、邦家百年の大計に關する事柄であつて、河川行政の任に膺る者の深く沈潛玩味すべきところである。

我が國河川の特質として、洪水時以外は平素概ね渴水に惱むの現況に在るは寔に遺憾に堪えない。水の各種の需要を滿足せしむる爲には、どうしても各河川の流量等に關する科學的基本的調査を遂げ、之を基礎として各種の利用を增進するの方途を考究せねばならぬ。近時、「河水統制」が有識者の間に提唱せられ、又各地にもぽつぽつ計畫、實施を見んとしつゝあることは河川行政上慶賀に堪えない。堰堤貯水による河水の全一的統制（洪水量の調節）は治水と利水の兩者を克服する最良の方法として、國家百年の大局的立場より國策として調査研究せられんとしつゝあるのである。此等の見地に立つて考察するに、發電、灌漑、水道、舟運、工業用水等各種の利水を調和發達せしめんが爲には、河川が公平なる管理者によつて管理せられ統制せらるゝことが絕對的に要請せらるゝのである。然らずんば、河川の利用も四分五裂の有樣となり、治水の責も其の歸する所を知らざるに至るであらう。何人を河川管理者とし河川行政の組織を如何に組立つべきかといふ問題は、敍上の見地に基いて決定せられねばならない。我が國の河川法が地方長官を以て河川の管理者と定めたのは、地方長官は河川の實狀を最も克く知悉し、又河川を國民經濟乃至地方經濟と最も克く調和せしむるに適當なる地位に在り、又行政の全般を管掌するが故に最も公平なる地位に在りと認めたるが故である。併し、河川の管理權が原則として地方長官に在ると云ふことは決して中央官廳に於ける統制の不必要を意味するものでは無い。殊に數府縣に關聯ある河川については全一的統制が必要であり、又河川の利用も地方經濟圈のみの要求に止まらず國民經濟全體の要求を重視すべき今日に於いては、中央官廳に依る監督行政は特に河川行政について重要であるのである。この故に內務省は從來河川に關する助長並に統一的監督に當つて居るのであり（河川法第四十九條、內務省官制第一條及第七條）、その重要なる事項に付いては地方長官の專行に任せず、內務大臣の周到なる指揮

監督に依つて治水及利水の行政を總轄して居るのである。河川行政の監督は河川法施行河川と河川法準用河川とに依つて多少の差異があり、又河川法支配外の河川（普通河川）に付いては訓令等により河川法上の河川に準じて同樣なる監督を加へて居るのである。繰返して言へば、河川行政は我が國官制上內務大臣の專管に屬し、その監督の下に地方長官が管內の河川の管理に當つて居るといふのが大原則であり、而して又之が唯一の原則であるのである。河川行政に關する主務大臣は內務大臣以外には無く、又河川の管理者は地方長官以外には無いのである。この自明の理が間々誤解せられ、河川行政に關しては內務大臣以外に他に主務大臣があるかの如き觀念を漠然と把持する者あるが如きは、現行官制、河川法、河川行政監督令等の嚴然たる條章に盲目であるの結果であり、上來述べ來つた河川行政の基礎觀念に理解無きの致すところである。

(三) 河川行政と他省主管事務との關涉

他省の主管に屬する事務にして河川行政に關涉を有するもの尠しとしない。行政事務の連絡の欠缺、不統一は我が國行政の最大缺點であるとの非難が屢々發せられるのであるが、行政に膺る者は國務の圓滿なる運行の爲には勿論、國民一般の便益の爲に能ふ限り事務の連絡、統一に付いて心すべきは、今更呶々を要せざる所である。併し、一方に於いて自己の主管事務に就いての認識を誤り、事務の連絡の爲なればとて、自己の立場を滅却し長い物に卷かれるが如き態度は其の職責に忠なる所以で無いと共に、徒らに主管事務の形式を墨守して事務の連絡統一を閑却するが如きは又儼岸愚直の譏を免れないであらう。河川行政に於いて生ずる他省との關涉ある問題に關し、從來內務省は如何なる方針に依つて此等の問題を處理し來つたか、又河川行政に携はる者は此等の問題に付いて如何なる點に留意を要すべきやについて、些か以下に述べんとする所以のものは、內務大臣の主管する河川行政の立場を明かにすると共に、一般行政事務の連絡統一に資せんとする微意に外ならない。

一 發電水力　河川行政と關涉ある問題中、其の最も重要なるは水力發電事業である。電氣事業の助成監督は遞信大臣の所管とせられるのであるが、水力發電事業は河川に堰堤を設け流水を引用貯溜し又流域を變更する等治水上最も重要なる關係を有するは勿論、他種の河川利用事業との間に複雜微妙なる關係を發生するを例とするのである。河川に工作物を設置し又河川の流水を引用する點に付いては、河川法第十七條及第十八條の規定に依つて地方長官の許可を受くるを要し、又發電力百馬力以上のものゝ許可に付いては內務大臣の認可を要するものと定められて居る。卽ち、この關係に於いては水利使用の許可は河川行政の範疇に屬し、河川管理者たる地方長官が內務大臣の監督の下に之が認容拒否に關する絕對の權限を有して居るのであつて、官制上又法律の明文上、毫も疑を容れざる所である。

然るに、一方遞信省は明治四十二年官制を改正して其の主管事務の中に「發電水力ニ關スル事項」を加へ、訓令を以て、地方長官が發電用水利使用の許可を爲さんとする場合には遞信大臣に稟伺す

べきものと定めた（註一）。當時内務省は、此の如き取扱が將來に於て誤解を生ずるの虞あるを慮り、右の訓令と同日付を以て各地方長官に通牒し、右の遞信省訓令は電氣事業の取締の見地より發せられたもので内務省所管に屬する河川行政には何等影響するものでないことを明かにしたのである（註二）。

此の點に關する理解を明確ならしむる爲、一言遞信省官制改正の沿革に付いて述ぶるならば、最初遞信省の原案は「電氣水力ノ使用許可ニ關スル事項」といふのであつたが、水力の使用許可は曩にも述ぶる如く河川法に基き管理者たる地方長官及其の監督官廳たる内務大臣に於いて專管し來りたるところであるから、内務省に於ては此の改正に依つて生ずることあるべき二重監督の弊を避くる爲に遞信省と交涉を重ね、兩省協議の結果「許可」の字句を削つて「發電水力ニ關スル事項」と改められ、尋で八月七日の遞信省訓令並に内務次官通牒を見るに至つたのである。卽ち、沿革上も條理上も、發電用水利使用の許可に關しては河川行政上二重監督といふことはあり得べからざるところなのである。遞信省は電氣事業の主管官廳であり右官制改正の結果、明治四十二年八月同省訓令第一號の範圍内に於て電氣事業の取締に關する指揮を地方長官に對して爲し得るのである。詳言すれば、發電用水利使用に關しては地方長官が其の許可を爲さんとするとき、及使用權の讓渡其の他事業に著しき變更を許可せんとするとき電氣事業取締の見地より之を指揮命令し得るに止まり、使用許可に就ても審査の範圍は「電氣起業の目的及水力に關する設計の大要」に限られることは右訓令の明示する所である。從つて、發電用水利使用の許可が他の利水、例へば灌漑、流木、漁業、水道其の他工業用水等に及ぼす影響等の調査、並に之に對する施設、措置等專ら河川行政の範圍に屬する事項については遞信省に何等の權限も無いのである。此の點に付いては從來誤認、誤解も絕無ではなかつた樣に思はれるので、特に此の際留意を望み度いと思ふ（註三）。

（註一）

發電ノ原動力ノ用ニ供スル水利使用ノ件

明治四十二年八月七日
遞信省訓令第一號

發電ノ原動力ニ供スル水力發生ノ爲出願セル水ノ使用ヲ許可セントスルトキハ水力馬力百馬力未滿ノモノヲ除ク外電氣起業ノ目的竝ニ水力ニ關スル設計ノ大要及圖面ヲ具シ豫メ本大臣ヘ禀伺スヘシ使用權ノ讓渡其ノ他事業ニ著シキ變更ヲ許可セントスルトキ亦同シ

（註二）

發電水力ニ關スル件

明治四十二年八月七日土甲第二三號
各地方長官宛、内務次官通牒

本年八月七日遞信省訓令第一號ヲ以テ發電ノ原動力ニ供スル水力發生ニ關スル件ニ付訓令相成候處右ハ同省ノ主管ニ屬スル電氣事業ノ取締ニ關スルモノニシテ當省ノ主管ニ屬スル事項ニハ何等關係無之義ニ付從前ノ成規ニ依リ水ノ使用ニ關シ當省ニ禀伺ヲ要スルモノハ總テ其ノ手續ヲ履行セラルヘキ筈ニ有之候條右樣御承知相成度爲念此段及通牒候也

（註三）

水乙第一號

昭和十一年二月十七日

内務省土木局長

各地方長官宛

發電用水利使用ノ許可ニ關スル件通牒

發電水利使用ノ許可ニ關シテハ河川行政監督令等ノ規定ニ依リ當省ニ稟伺セラルヘキコトニ相成居候處當省ノ認可ヲ得タル後ニ於テ當省ノ主管事項ニ付何等關係無キ他省ノ意見ニ依リ計畫、實施設計、許可條項等ヲ濫リニ變更シ其ノ旨報告セラルヽ向往々有之當省ノ認可ヲ得タル事項ハ濫リニ變更セラルヘキ筈ノモノニ無之ノミナラス之ヲ變更スルノ必要アルモノニ付テハ更ニ稟伺セラルヘキ筋合ニ候條取扱上充分御留意相成度

二　用排水幹線改良助成事業

用排水幹線改良助成の事務は農林省の所管であるが、從來用排水幹線事業の名の下に河川の改良事業が行はれ、國は之に對し助成を爲し來つた例がある。此の點に關する權限問題に付いては昭和三年一月閣議の決定があり「用排水幹線ノ改良助成ノ事務ハ農林省ノ主管トスルモ河川ニ重大ナル影響アルモノニ付テハ内務省ニ合議スルモノトシテ、其ノ合議スベキ場合ノ具體的標準ハ兩者ニ於テ豫メ協定シ置クコト」と定められ（註一）、同年十二月政務次官會議に於いて河川法施行河川及同準用河川に關する限りは内務省に合議することとなつた（註二）。しかし此の

決定は決して河川行政に關する從來の取扱を變更したるものでは無い。公共團體たる府縣に於いて用排水幹線改良事業として河川に關する工事を施行するときは、河川管理者たる國の知事から、河川管理上必要なる許可條件案を具して内務大臣に稟伺すべき旨を通牒されて居ることを（昭和四年一月十六日土木局長通牒）留意すべきである（註三）。農林省は用排水幹線改良事業として河川の一部の改良工事を助成するけれども、これは河川の改修事業が耕地改良の効果ありと謂ふ見地から行はれるにすぎないのであつて、之が爲に河川行政の一部が農林省に移管されたものでは無い。苟も河川に關係あるものなるに於いては、夫れが河川の改良工事たると將又河川に設くる工作物たるとを問はず、河川法又は大正十一年内務省訓令第六號に依つて内務大臣に稟伺すべきものである。河川の管理を擔當する者の不知不識の間に、河川が種々なる變貌を呈するが如きことは嚴に之を戒めねばならぬ。

（註一）

用排水幹線改良助成事務ノ權限整備ニ關スル閣議決定　（昭和三、一）

農林省所管用排水幹線ノ改良事業助成事務ト内務省所管ノ河川ニ關スル事務トノ間ノ權限整備ニ付テハ用排水幹線ノ改良事業助成事務ハ農林省所管トスルモ河川ニ重大ナル影響アルモノニ付テハ内務省ニ合議スルモノトシテ合議スヘキ場合ノ具體的標準ハ兩省ニ於テ豫メ協定シ置クコト

（註二）

用排水幹線改良助成事務ノ權限整備ニ關スル政務次官會議決定　（昭和三、一二）

農林省カ將來用排水幹線改良事業ニ對シ補助ヲ與ヘントスル場合ニ於テハ施行河川及準用河川ニ關スル限リ內務省ニ合議スルコト

梯川及小鮎川ニ對シテハ補助ノ指令ヲ取消シ內務省ニ於テ河川改良事業トシテ豫算ヲ要求シ其實施ヲナスコト

右二川以外既ニ補助指令濟ノモノニ付テハ內務省ニ於テ速カニ工事施行認可ヲナスコト

（註三）

內務省三發土第六八號

昭和四年一月十六日

內務省土木局長

各府縣知事殿

河川ニ關スル事務ト用排水幹線改良事業助成事務トノ權限整備ニ關スル件

當省主管ニ關スル事務ト農林省所管ニ屬スル用排水幹線改良事業助成事務トノ間ノ權限整備ニ付今般別紙ノ通決定相成候處河川行政監督ニ關シテハ何等從前ト異ル所無之從テ府縣ニ於テ用排水幹線改良事業トシテ河川ニ關スル工事ヲ施行スルトキニ河川管理官廳タル國ノ知事ヨリ河川管理上必要ナル許可條件案ヲ具シ稟伺ヲ要スル義ニ付御含置相成度

三　漁業

漁業は河川行政上、種々なる厄介な問題を惹起するのであるが、此處では單に他省との關聯に於いて生ずる問題特に發電事業との關係に付いて述べるに止めやう。水力發電事業の爲に漁業の蒙る影響は河水の涸渇に伴ふ魚族の減少又は滅失、堰堤の爲に通路を遮斷せられる溯河魚族の減少がその主たるものである。從來內務省に於いては、水力發電事業に伴ふ斯の如き影響が漁業保護上極めて重大なる關係あるに鑑みて、河水の引用を許可する場合には魚族の棲息に必要なる一定の水量を放流せしめ又河川に堰堤を設くる場合には魚道を設けしめて兩者の調和に力め來つたのである。農林省は漁業がその主管官廳たるの故を以て、嘗て地方長官として魚道設備に關し農林省に稟伺せしめんとしたが、河川の使用と他種權益との調和は河川行政の範疇に屬するところであるから、若し斯の如き取扱を認めれば地方長官は同一問題に付いて兩省の指揮を受け適從するところを知らざるの結果に陷るであらう。依つて內務省は大正十五年九月土木局長通牒を以て地方長官に對し將來魚道設備に關して農林省に稟伺を要するが如きものに付いては兩省に於いて協議を行つて決定すべきに依り直接に農林省に稟伺することは之を廢すべき旨を指示し又同樣農林省にもこの趣旨を通告したのである。昭和三年再び同樣な事案が起つたが、結局農林省は地方長官をして魚道設備につき直接稟伺せしめることを止め、內務省に於いて農林省と協議の上適當に處理することゝなり今日に至つて居るのである。河川を利用する事業相互の利害の調和は最も困難なる問題であり殊に漁業についてはこの感を深くするのであるが、此等の問題は河川の管理者が中心となつて事案を處理するに非ざれば河川の統制ある利用は期し難いのである。

發電用水利使用の許可條項中には魚道設備の外補殖其の他の施設を命ずる場合があり、其の程度に關して地方に各種の紛議を生ずることが尠くない。魚道設備に限らず補殖設備を命ずる場合で

も、内務省に稟伺せざる向もある様であるが、この點についても昭和十年八月土木局長通牒に依り稟伺の上措置することゝせられて居る(註)。正當なる要求又は當然の權利は之を保護すべきは勿論であるが、苟も權利の濫用に亘るが如きこと無き様、河川行政上に於いても共同協調の道義を發揮させ度いと思ふ。

(註)

發第一六三號
昭和十年八月十六日

各地方長官殿

内務省土木局長

魚族保護施設ニ關スル件

從來水力發電水利使用ノ許可條項中ニ魚族ノ補殖施設其ノ他ヲ命シ得ル旨ノ定アルモノ尠カラス候處右ハ水力發電事業ノ爲ニ減少スル魚族ヲ人爲的ニ補ハントスルノ趣旨ニ外ナラス候然ルニ其ノ程度ニ關シ地方ニ各種ノ紛議ヲ生スルモノ有之哉ニ及聞候ニ付キ魚道設備ト共ニ補殖其ノ他ノ設備ヲ命セラルヽ場合ハ勿論補殖ノミヲ命セラルヽ場合ト雖モ豫メ當省ニ稟伺ノ上御掬置相成度

四　流木、流筏　水力發電事業の爲に流木、流筏の蒙る影響に付いては大體に於いて漁業に付いて述べたと同樣である。流木、流筏の保護は林業政策上は勿論山村の重大なる生活問題である故に、從來内務省に於いては、發電用水利使用の許可に關しては流木又は流筏に必要なる一定の水量を放流せしめるとか又は流送に代る他の運材設備を爲さしめるとか又堰堤を設くる場合には流木路又は流筏路を設備せしめる等、兩者の調和に力めて居るのであり、事案の重要なるものに付いては農林省と協議することゝして居るのである。

五　荒廢林地復舊事業　荒廢林地復舊事業は農林省の主管とせられ、砂防事業は内務省の主管とせられて居るが、此の兩事業の目的、範圍等に關しては特に一般に誤解が多い様に思はれる。

砂防に關する行政は明治初年以降内務省の所管に屬し、明治三十年砂防法の制定以後は專ら同法に依り治水上砂防の爲一定の設備を爲し又は一定の行爲を禁止若くは制限して水源山地の保護、土砂扞止に力め來つた。然るに一方農林省は明治四十四年以降荒廢林地復舊費補助規則に基き荒廢林地の植林に努めることゝ爲つた。この兩者は勿論水害防備上根本的に肝要なる事業であるが同事業施行の地域に關し兩省間に權限の問題を生ずるに至つたので、昭和四年閣議決定を以て「溪流山腹ノ傾斜急峻ニシテ造林ノ見込ナキ場所ニ於ケル工事ハ原則トシテ内務省ノ主管ニ屬スル砂防事業トシ造林ヲ主トスル工事ハ農林省ノ主管トス」ることに定められた(註)。卽ち其の趣旨とするところは、溪流を主として兩岸の土砂を掩留して下流河川の治水に直接の效果を及ぼす工事は内務省に、又植林を計つて水源涵養を目的とする仕事は農林省所管に屬せしめられたのである。然るに植林と砂防とは恰も同義語の如く考へられ、特に今日は森林治水、森林砂防といふ様な新造語に眩惑されて、治水上必要なる砂防の使命を誤解する向もある様に思はれる。尤も最近の大水害に於ける夥し

い土石流や溪流の崩壊の跡に鑑みて、砂防工事の必要が稍々世人の認識の對象となり來つたことは寔に喜ぶべき現象であるが、河川管理の衝に當る者は、溪流に於ける砂防工事の治水上の重大性及緊要性について之が理解と認識との普及徹底に力めらるゝと共に、農林省所管の荒廢林地復舊事業との關聯につき誤認なきを期せられ、兩者相携へて治水の目的を達成せられ度いと思ふ。

（註）

閣議決定事項

荒廢地復舊及開墾地復舊ニ關スル事務（農林省所管）ト砂防事業（内務省所管）トノ間ニ存スル權限整備ハ左ノ趣旨ニ依ルコト

イ、原則トシテ溪流工事及山腹ノ傾斜急峻ニシテ造林ノ見込ナキ場所ニ於ケル工事ハ内務省ノ所管トス

ロ、造林造成ヲ主トスル工事ハ農林省ノ所管トシ尚溪流工事ト雖モ右工事ト同時ニ施行スル必要アル場合ニ於テハ農林省ノ所管トス

ハ、尚詳細ハ實施ニ先チ實地ニ付兩者ニ於テ具體的ニ協定スルモノトス

（註）

發土第八五號

昭和四年十二月六日

内務次官

農林次官

各地方長官宛

砂防事務ト荒廢地復舊及開墾地復舊事務ノ取扱ニ付依命通牒

標記事務ノ權限整備ニ關スル閣議決定事項(ハ)ニ基キ兩省ニ於テ協議ノ結果別紙ノ通リ取扱フコトニ決定候ニ付將來ノ事業計畫上ハ勿論工事實施ニ付テモ右決定ノ趣旨ニ依リ關係部課ニ於テ充分ニ協議ヲ遂ケシメ施行後ノ效果ヲ擧クルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

一、閣議決定事項(イ)ノ場合ニ於ケル取扱

造林ノ見込アル場合ト雖モ溪流工事ノ維持上必要トスル近接ノ箇所ニシテ面積狹少ノモノハ溪流工事ト併セ内務省ニ於テ施行スルコト

二、同(ロ)ノ場合ニ於ケル取扱

山腹工事ノ保護又ハ維持上必要トスル箇所ニ於ケル溪流工事ハ農林省ニ於テ施行スルコト

三、溪流工事ノ維持上施行スル山腹工事ニシテ面積大ナル場合及山腹工事ノ維持上施行スル堰堤多數ニ及フトキハ各主管ノ部課ニ於テ工事ノ連絡ヲ採ル爲メ協議スルコト

六　開墾

助成事務は農林省の主管である。開墾助成と河川行政とは直接の關聯を持たないのであるが、開墾に關聯して河川管理上留意すべき二三の點に觸れたいと思ふ。

洪水の疏通に必要なる河川の敷地が何時の間にか田畑と化し、洪水に際して重大なる障碍となつた事例は從來も間々あつたのであるが、特に最近の水害に於いて著しきものがあつた。是等は河川管理上最も遺憾とするところであつて、況や斯の如き事業に國が助成を爲すが如きことは本來あり得べからざることである。又過去の事例に見ても一定の行爲を禁止したる砂防指定地内に開墾助成がなされた樣な不都合もあつたのである。斯の如き事例は關係部局の事務の不統一、連絡の缺如に

基くものであることは勿論であるけれども、又河川及砂防の管理の任に在る者の著しき職務怠慢の證左であると非難されても抗辯の餘地は無いのである。將來是等の點に付いては河川行政の任に當る者に於いて周匝なる留意を望み度いと思ふ。

(四) 結　語

以上に於いて大體河川行政の基礎觀念及河川行政と他省主管行政との關聯について重要なる諸點を摘記した。由來河川は幾多の災厄の根源であると共に又文明發達の樞軸でもある。經濟社會の變遷に伴つて河川が人類に提供する問題は愈〻重要且複雜となりつゝある。而して河川行政の要諦は屢々述べたるが如く常に綜合的見地に立つて治水と利水の調和に力め又利水相互の偕調的發達を企圖するに在る。水害の妨除に力むることが特に水害國たる我が國にとつて緊要なる行政であると同時に、又我が國天與の資源たる河水を開發してその利用の增進を圖ることは我が國工業及農業の將來に鑑み特に重要とするところであり、治水及利水に關し國及地方に於いて施設經營すべき事項は愈〻多きを加へつゝあるのである。平素河川行政の任に在る者は其の職責の重且大なるに深く思を致され、治水安國、利水興國の爲に一段の努力を竭されんことを望んで已まない次第である。